一般社団法人滋賀県造林公社が行う事業の収束方針について

経営方針

令和 17 年度末（令和 18 年（2036 年）3 月 31 日）までに
公社事業を収束する。

行動指針

１．　県が策定した「一般社団法人滋賀県造林公社の行う分収造林事業のあり方に関する方針」に基づき分収造林事業の収束を着実に進めるため、速やかに事業収束計画を策定する。

２．　事業収束にあたっては、林業・木材産業、森林行政への影響を最小限に抑えるため、木材生産の段階的な縮小を行うなど事業実施と事業整理を併行かつ連携して進め、分収造林事業の円滑な収束を図る。

３．　契約解除手続きにあたっては、十分な準備と丁寧な説明の期間を確保しつつ計画的に行うとともに、土地所有者の意向を踏まえ、契約解除後においても森林の持つ公益的機能が持続的に発揮されるよう必要な調整に努める。